

## **第4章 第2次計画の基本的な考え方**



# 第4章 第2次計画の基本的な考え方

## 1 基本目標

条例の基本理念、社会的情勢、これまでの取組の成果と課題等に基づき、次の4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

### 基本目標Ⅰ 男女がともに参画する地域社会の形成

地域社会のあらゆる分野において様々な意見が反映され、多様な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

市における施策、方針の立案や決定過程に女性が参画することで、多様な視点や立場を考慮した施策や方針を立案、実行し、誰もが活躍し、安心して生活できる環境づくりを進めます。

また、事業者、市民団体等のあらゆる分野における方針の立案や決定過程に男女の意見が反映されるよう、その重要性や取組の事例等の情報提供の充実を図るなど、事業者、地域の取組を促進します。

さらに、地域におけるまちづくりや防災等の活動において、女性の視点が反映され、地域の活性化や暮らしやすい環境づくりにつながるよう、地域の取組を促進します。

### 基本目標Ⅱ 仕事と暮らしの充実

就業は生活の経済的基盤であるとともに、働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。

また、地域経済にとって、ダイバーシティ\*の推進や多様な視点によるイノベーション\*の促進につながり、その活力の向上の観点からも極めて重要な意義を持ちます。

働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活を両立し、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、事業所や市民を対象としてワーク・ライフ・バランス\*や働き方改革を推進するための情報提供や支援を行います。

また、就業の場において、誰もが能力を発揮することができるよう、女性のキャリア形成\*や再就職、創業等に向けた支援の充実を図ります。

### 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

誰もが地域の様々な場において活躍するためには、住み慣れた地域で一人ひとりの人権が尊重され、安全な環境で、安心して生活できることが基本となります。

性別や高齢であること、障害があること、外国人であること等を理由として社会的困難を抱えることがなく、安心して暮らすことができるよう支援を行います。

さらに、女性特有の健康上の問題に対応するため、生涯を通じた健康への支援を行います。

また、DV\*をはじめ、あらゆる暴力を許さない地域社会をつくるため、市民一人ひとりの理解を深めるとともに、人権意識を高めるため、様々な機会を捉えて暴力防止の啓発や配偶者暴力防止法\*をはじめとする関係法令の周知徹底、次世代を担う子どもたちに対する暴力の予防に向けた教育、啓発を推進します。DV\*をはじめとする暴力による被害者への相談・支援体制の充実を図ります。

### 基本目標Ⅳ 人権尊重と男女共同参画への意識づくり

様々な分野において誰もが活躍し、持続可能な地域社会をつくるためには、男女双方の意識を変え、市民一人ひとりが、お互いを尊重し、認め合うことが重要です。

性差に関する固定的な意識をなくすよう、様々な媒体を通じて市民一人ひとりの理解を深めるための取組を行います。

また、幼児から高齢者まで幅広い層のライフステージ\*を踏まえ、人権を尊重し、認め合う意識や主体的に社会のあらゆる分野に参画していくための能力や態度を身につけるための教育・学習機会の充実を図ります。

さらに、性的指向\*・性自認\*に関すること等を理由として社会的困難を抱えることがなく、地域社会が多様性を尊重するよう、市民の理解を深めるための取組を進めます。



## 2 計画の体系



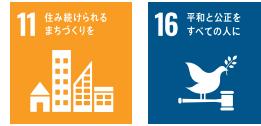
## 施策

## 関連するSDGs\*

- (1) 市の施策・方針決定過程への女性の意見の反映  
 (2) 企業・地域団体等の方針決定過程への女性の意見の反映



- (1) 女性が活躍する地域活動の促進  
 (2) 女性の視点を反映した防災の推進



- (1) 働き方改革の推進  
 (2) 仕事と暮らしを両立するためのサービスの充実  
 (3) 個人の生活の充実による多様な暮らし方の実現



- (1) 職場における男女共同参画の推進  
 (2) 女性のキャリア形成\*支援と人材育成  
 (3) 就業継続や再就職、創業等への支援



- (1) 生涯を通じた健康保持・増進の支援と権利の尊重  
 (2) 生活上の困難を有する人に対する支援



- (1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成  
 (2) 相談・支援体制の整備・充実  
 (3) 関係機関との連携強化



- (1) 人権を尊重する教育・学習の充実  
 (2) 国際社会における取組に関する理解の促進



- (1) 広報・啓発による理解の促進  
 (2) 男女共同参画の視点に立つ教育・学習の充実



- (1) 性の多様性についての理解の促進